

令和5年度 市民の声一覧(上半期公表用)

受付日	区分	件名	市民の声	回答(対応)内容	担当課
4月	道路・農道・水路	道路の陥没と側溝にスッポン野放し	日赤高知病院の東側道路に落ち込みがあり、自転車等の車輪が落ち込みそうで危険です。また、同じ場所の側溝にスッポンらしき生物がいて危険です。	現地確認の結果、車輪が取られる高さの段差が発生していたため、補修係に対応を依頼いたしました。 スッポンの処理について、農林水産課水産・鳥獣担当に確認したところ、捕獲や駆除を行う必要性のある危険な生物に指定されておらず、対応はできないこと、また、車道に出てきて捕獲の必要性が出た場合は、保健所に相談して欲しいことを要望者に説明し、理解をいただきました。	道路管理課
7月	市の施設・公園	洗面所の利用マナーについて	庁舎内のトイレの洗面台にタオルが置かれていても、利用した後、拭き取らないのを見て心が痛みます。 あるトイレでは洗面台の壁まで水が飛び散っており、壁の色が変化し汚くなり、果てに腐っていくことが利用している方は分からないのかと思います。 私は、スーパー等を使わせていただく時も飛び散った水をきれいに拭き取ります。それは利用出来る感謝があるからです。 利用する皆さんが、次の方が気持ち良く利用出来る心を持っていただきたいです。	高知市役所では、庁舎全体の清掃を民間会社へ委託しており、庁舎内のトイレは来庁される皆様にも気持ちよく利用していただけるよう、日々の清掃業務として午前と午後1回ずつ定期的な清掃を行っております。 〇〇様からお問い合わせいただきましたトイレの洗面台の水の飛散につきましては、清掃委託業者と情報共有するとともに、特に利用頻度の高い1階のトイレの巡回・点検等の回数を増やすなど、衛生的なトイレ環境の維持に努めてまいります。 また、利用者が気持ちよく利用できるよう、職員はもちろんのこと、利用者の方にも清潔なトイレ利用の意識啓発にも取り組み、安心して利用できる環境を提供できるよう努めてまいります。	総務課
8月	市の施設・公園	庁舎入口の花について	気持ちのいい庁舎ですが、入口の花が枯れているのが残念です。 草花でもよいので新しいものをお願いします。 細かい事を言ってしまうません。	電話により、正面玄関に置いてある一輪挿しのことと確認し、今後は当該一輪挿しを含めて、より一層、庁内の美化に取り組み、来庁者が心地よく感じられる環境づくりに努めていくことをお伝えしました。 なお、該当の一輪挿しは市民団体が高知市に寄附をする形で設置していただいているもので、1週間に1回程度の頻度で交換をいただいております。 8月15日14時頃(上記入電後)該当の一輪挿しを確認したところ枯れていませんでしたので、交換直前のタイミングで視認され、意見投稿していただいたものと考えられますが、一輪挿しを寄附していただいている市民団体にも情報共有するとともに、本市としても一層、庁内の植栽及び環境美化に努めてまいります。	総務課
5月	市の施設・公園	市役所丸の内駐車場に関して	以前、丸の内駐車場にはかなりの台数が停められていましたが、最近では利用車両が少ないのに警備の方は一日待機されてるようです。 使わない駐車場なら閉じておけば無駄な経費も掛からないと思われまます。 現状に正当な理由があるならば教えていただきたいと思ひます。	丸ノ内駐車場は、新本庁舎が開庁した令和2年1月から4年度末まで、公用車用駐車場として運用しておりましたが、5年度は、県庁前通り地下駐車場の改修工事(営業休止)に伴い、本庁舎来庁者用駐車場満車時の予備駐車場として運用しております。 運用につきましては、来庁車両等の対応及び来庁者への適切な誘導のため、その業務を警備会社に委託し、平日の開庁時間帯には警備員を配置しております。 しかしながら、年度当初の繁忙時期が過ぎたこと、また、想定より丸ノ内駐車場の利用率が低調であることから、本市としても警備費用を節減するべきと考え、警備会社とも協議を進めながら、7月からは警備員の配置を取り止め、無人運用に移行する方針としております。(7月以降、無人運用に移行しました。)	総務課
5月	市の施設・公園	わんぱーくについて	わんぱーくは駐車場もあり、入園無料で動物と触れ合えるため、子どもを連れて遊びに行く施設として重宝しています。 さて、先日施設を訪れた際に、他のご家族の方がレストランの前に来て、営業していないことを初めて知って、戸惑っている様子を目にしました。 確かにレストランの前には営業終了をお知らせする貼り紙がありました。管理棟の壁面や園内案内看板には「レストラン」の文字が残っており、混乱を招くのも無理がないと感じたところでした。 また、ホームページの園内マップにも「レストラン」の表示が残っていました。 混乱を生まないように、各表示等を訂正しておくことをおすすめします。(再開の予定があるのならそれは歓迎です) それから、津波避難ビルについて「高知南中学・高校」という看板も散見されましたが、同校は昨年度末で国際中学・高校へ統合されています。 今後も緊急時には避難できる場所として利用できるのでしょうか。 家族で安心して楽しめる施設として、わんぱーくがますます発展することを心から願っています。 ご検討・ご回答、よろしくお願いします。	お問い合わせにあります「わんぱーくこうち」は、管理運営を、指定管理者である公益財団法人高知市都市整備公社に委託しています。 ご指摘のありました園内のレストランにつきましては、令和2年4月から休業してる状況であり、本来、園内の案内看板や指定管理者の運用するホームページ上で広くお知らせすべきところでしたが、適切に対応できておりませんでした。 このため、指定管理者に急ぎ連絡し、園内の案内看板及びホームページを修正するように指示し、ホームページにつきましては、ゴールデンウィーク明けの5月8日に、園内の案内看板につきましては、5月11日に休業とわかるように表記いたしました。 また、来園者の津波避難場所につきましては、これまでどおり「旧高知南中学・高等学校」を津波避難ビルとして指定しておりますので、5月2日には「旧」の文字を看板に入れる対応をしています。 今後におきましても、来園者が看板表記等で混乱をまねかないよう取組んで参りますので、よろしくお願ひいたします。	みどり課 地域防災推進課

7月	市の施設・公園	ヨネッツこうちについて	いつも楽しく利用させていただき、ありがとうございます。 環境学習室使用料 区分 午前[午前9時～正午まで] 午後[午後1時～午後5時まで] 夜間[午後6時～9時まで] 時間利用 [1時間につき] 環境学習室 2,600円 3,470円 2,600円 860円 とホームページにあります。その部屋は存在しないようです。 利用したいと期待してしまうのでホームページの掲載を変えることはできませんか。	「環境学習室」についてですが、現在もご利用いただくことができます。 ヨネッツこうちのホームページ内「施設紹介」の「24 エクササイズルーム」を「環境学習室」としてご利用いただけるのですが、ご案内が欠如しておりましたことをお詫びいたします。 今回のご指摘を受け、ホームページに追記いたしました。 なお、「環境学習室」は事前予約によりご利用いただけるようになっています。 長机8台・パイプ椅子30脚程度のご用意もございますので、ご利用いただければ幸いです。	清掃工場
5月	市の施設・公園	高知城内緑地広場の件です	今まではお堀端を通るたびにほっとしていました。 あの緑がとても心に、目に、吸い込む空気にも良かったのです。 どうしてあんなに育ってきている木を、ことごとく切ったのですか。 他の方法はなかったのですか。 人々があの木の下でどんなに憩い、詩人にもなっていたことかと思えます。 よさこい祭りの時も、なんとかその木の冷気で生き延び、また、踊ろうって思ったことでしょう。 昨日そこを通り、本当に腹が立ちました。 ピンクのちょうちんが、やたら目立ってすごく下品に見えました。 本当に残念です。	丸ノ内緑地は、高知城南東の一角にある都市緑地として、昭和51年の開設から市民や観光客の皆様の憩いの場所として長年親しまれてきましたが、施設や園路の老朽化の課題のほか、緑地内の樹木が成長して間隔が込み過ぎることにより、暗くて見通しが悪いなど、防犯上の課題も生じていました。 そこで本市では、令和2年度から開設以来初めてとなる、木製橋梁の架替を含む全面的なリニューアル工事を実施し、工事が完了した本年3月28日に一般開放を再開しました。 リニューアル後は、広い芝生、パイプフリーの園路、ゆっくりできる休憩所やベンチなど、明るく開放的な空間となりました。 なお、当緑地につきましては、高知城や県立高知城歴史博物館などの観光スポットに近い好立地にある貴重なオープンスペースとして、まちの賑わいを創出するイベントの開催など、広く皆様にご利用いただきたいと思います。 また、今後につきましては、市民や観光客の皆様にご気持ちよくご利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。	みどり課
6月	市の施設・公園	鳩ヶ崎公園	北竹島町にある「鳩ヶ崎公園」の滑り台着地部分の地面が長年の利用でくぼんでいます。 結構な大きさになっていて、雨が降ると大きな水たまりができて、しばらくは滑り台が利用できなくなります。 小さい子供も良く利用する公園なので、この「穴」を埋める対応をよろしくお願いいたします。	日頃から、高知市の公園・緑地行政に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。 はじめに、お返事が遅れてしまったことについて、お詫び申し上げます。 ご要望に対応するため、施工業者の決定や作業日程の調整に時間を要しておりました。さて、お問い合わせいただきました、鳩ヶ崎公園にある滑り台下のくぼみの件ですが、8月上旬までに修復する予定となっております。 お待たせしてしまい申し訳ございません。よろしくお願いいたします。 ※お問い合わせいただきました、滑り台下のくぼみについては、現在、土で舗装しておりますので、安心してご利用いただけます。	みどり課
6月	市の施設・公園	城西公園の池の清掃について	城西公園の池の水を抜いての清掃は定期的に行われていたように思いますが、最近は長い間清掃されず、水は濁り藻がいっぱい、時々悪臭もあります。 噴水も出でず、淀んだ池の様子に、公園を散歩する人たちが心配しています。 池の清掃についての計画をお知らせいただきたいです。	城西公園の池は、水を抜いての清掃を年に一回実施しております。 また、噴水から水が出ていないことについては、池のポンプ故障に伴い停止させていることが原因でした。 ※現在は修繕が完了し、正常に稼働しております。	みどり課
6月	市の施設・公園	中央公園の催事広報について	毎週末(金土日)、帯屋町に出かけています。 時々、中央公園で催事の設営を見かけますが、入口の掲示板を見ても何の催事かの予告等がありません。 当日、現地で何をやっているか分かることが殆どです。 大きなイベントはTV等で広報されていますが、中央公園入口の掲示板に催事の予告をしてはどうでしょうか。	公園入口付近にある掲示板についてはみどり課が設置しているものではないため、イベントの告知などは困難となっております。 みどり課では、主催者から希望があったイベントのみホームページに掲載しているため、全てのイベント告知をしているわけではありませんが、みどり課まで連絡をいただければ、開催予定となっているイベントの情報をお伝えすることはできるため、お問い合わせいただけますようお願いいたします。	みどり課

7月	健康・医療・衛生	ワクチン接種予約システムについて	<p>このたび個人で5回目の新型コロナワクチン接種の申し込みを行い、本日(7/18)に予診票が届きました。</p> <p>接種予約をするため、指定通りにQRコードを読み込み、病院を指定して予約を進めたところ、第1希望から第3希望まで選択するように指示されますが、選択できるのは1週間後の水曜日の1枠のみでした。</p> <p>仕方がないので第2希望も同じ枠を選ぶと、重複しているとアラートが出て進みません。そこで第2希望以下を空白のまま進めてみたら、予約は可能でした。</p> <p>第2、第3希望を選ぶ必要がないなら、それがわかる文言に変更された方が良くと思います。中には戸惑う人も多いかと推察します。</p> <p>第2、第3希望で別の病院を選択可能にするのは、より手間がかかると思います。</p> <p>9月以降に接種対象が拡大する予定だと思しますので、報告いたします。</p>	<p>この度は新型コロナワクチン接種のウェブ予約についてご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>このウェブ予約は、予約申込日の8日以降の日から接種予約が可能となっており、ご希望されるひとつの接種会場において、接種希望日時を第3希望まで(第1希望のみでも可)選択することができます。</p> <p>しかしながら、予約枠は各接種会場との調整が整い次第順次オープンしており、予約申込日時点において予約枠がなければ第3希望まで選択できない場合があります。</p> <p>今回、予約システム上での説明が不十分であり、「第1希望のみの選択でも可」ということが伝わらず〇〇様にはご不便をお掛けし申し訳ございませんでした。</p> <p>今後、いただいたご意見を踏まえ、伝わりやすい説明に変更する等、予約システムの改善に努めてまいります。</p>	地域保健課
8月	健康・医療・衛生	帯状疱疹予防接種助成について	<p>最近50歳以上は帯状疱疹予防接種を受けてくださいというCMをよく見ます。</p> <p>接種費用が高額のため、接種費用の一部助成金が出るという自治体も多くありますが、高知県や高知市ではそういう助成金の実施を行う予定とありますか。</p>	<p>近年、帯状疱疹のお問い合わせはたくさんいただいておりますが、高知市では、帯状疱疹予防接種の助成は現在ありません。</p> <p>成人の方で予防接種法で定期接種として公費支援のあるものは、現在、季節性インフルエンザと高齢者肺炎球菌の二つです。</p> <p>また、高知県内でもほとんどの自治体で助成制度はない状況です。</p>	地域保健課
4月	健康・医療・衛生	乳児一般健康診査受診票について	<p>母子手帳交付時に、数枚綴のいろんな受診票をいただき、その中に乳児一般健康診査受診票がありました。</p> <p>昨年末に出産して、早速乳児検診の受診票を使用させていただきました。その中の質問項目に、男女共同参画の観点から疑問に思うものがありました。</p> <p>具体的に申し上げます。</p> <p>「育児について相談できる人はいますか」「育児を手伝ってくれる人はいますか」この二つの質問の選択肢「はい」には、配偶者・実母・義母と続いています。</p> <p>こちらに関して、二つ疑問を感じました。</p> <p>一つ目は、実母と義母は書かれているのに、実父と義父が書かれていないことです。実の親・義理の親、と言う書き方でも良いのに、わざわざ実母・義母と書く事で、育児は母親のするものだという高知市のジェンダーバイアスを感じられます。</p> <p>また、私の場合実母はおらず、実父に育児の相談をしています。現在の記述では、実の父親が育児から排除されているとも感じ、寂しく思いました。</p> <p>二つ目は、「育児を手伝ってくれる人はいますか」についての質問の選択肢に、配偶者があることです。手伝うという言葉には、自分の担当ではない仕事を助けるというニュアンスがあると思います。</p> <p>言わずもがな、配偶者は育児の当事者です。手伝ってくれる、手伝ってもらうという感覚はありません。</p> <p>この質問からも、育児の主担当は母親で、配偶者はお手伝いという意識が感じられます。</p> <p>この質問は、「あなた以外に育児を担当する人はいますか」などの言い換えをした方がいいのではないかと思います。</p> <p>疑問点は以上です。受診票にあるこれらの記述には、「育児は母親のするもの」というアンコンシャスバイアスがあると思います。</p> <p>検診の受診票も市として発信する媒体の一つだと思うので、今のままでは、「育児は母親がするもの」というメッセージを高知市が発信していると感じてしまいます。</p> <p>ジェンダーによる固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が協力して育児を行っていくことは、大切なことだと思います。</p> <p>受診票の質問一つからしても、子育てには男女問わず関わっていきましょうという気持ちが見えるようになるといいと思いますし、こういうポジティブなメッセージが自分の住む市から発信されると嬉しく思います。</p>	<p>ご意見をいただきました2点につきましては、本市の「男女共同参画プラン」における取り組みと相反した表記のままになっておりましたこと、〇〇様に寂しい思いをおかけしましたことに対しまして深くお詫び申し上げます。</p> <p>「乳児一般健康診査受診票」につきましては、今後、改善してまいりますとともに、子育てには男女を問わず関わっていきましょうという気持ちを汲んでいただけることが出来るよう、また、多様な性の尊重と固定的な役割分担意識の解消に繋げていくことが出来るよう、今後とも一層の広報・啓発活動に努めてまいります。</p> <p>今回、〇〇様からいただきました貴重なご意見を含めまして、母子保健事業全体で必要な改善に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	母子保健課

7月	福祉	障害者支援を、もって欲しい。	<p>障害者は働きたくても働けない人が多く、健常者と同じように考えられても、無理な人もいます。</p> <p>生活支援を継続していかないと生活できないので、病気の治療費も支援して欲しい。</p>	<p>ご意見から、働きたくても働くことが困難な障害のある人に対して、経済的な支援を含めた支援の充実を求める内容かと拝察いたします。</p> <p>既にご承知かもしれませんが、障害のある人への経済的支援に関わるものは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金や重度障害者向け手当 ・医療費の公費負担①：身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方 ・医療費の公費負担②：自立支援医療や特定医療費(指定難病) ・各税の減免や軽減 ・民間制度として手帳所持者に対するNHK放送受信料の減免や、公共交通機関の運賃割引などが挙げられます。 <p>しかしながら、手帳の等級や世帯の課税状況等により対象とならない場合もあり、すべての障害のある人に対しての経済的支援とならない現状もあります。</p> <p>支援の充実を望む〇〇様のご意見も十分理解できるものですが、高知市独自で経済的な支援を充実させるためには、財源の課題等もあり実施が困難な状況です。</p> <p>したがって、これらの障害者支援などの活用をしてもなお経済的な困窮が生じる場合、全国共通の制度である生活保護や生活困窮者支援の利用もお考えいただきたいところです。</p> <p>実際にはご本人や世帯の状況を把握し最善の方法をご提案することになりますので、相談方法等をご不明ということであれば窓口へおつなぎすることも可能です。</p>	障がい福祉課
6月	福祉	声と点字の図書館の運営について	<p>【要望】① 図書貸出履歴を残さないようにしてほしい。 履歴は個人情報である。残す場合は、本人の承諾が必要ではないか</p> <p>【要望】② 対面朗読ボランティアのスケジュール管理を適正にしてほしい 休館日以外ほぼ毎日、携帯電話で対面朗読サービスを受けているが、ボランティアのスケジュール管理の手違いで、今年4月以後、3回穴があいた。</p>	<p>いつも声と点字の図書館をご利用いただきまして、ありがとうございます。市民の声へお寄せいただきました苦情および要望につきまして、次のとおり、回答いたします。</p> <p>【回答】① 図書貸出履歴につきましては、利用者の本選びからサポートをしているため、履歴を参考にする場合が多く、履歴を残しておりましたが、今回、〇〇様のご要望により、〇〇様の図書貸出履歴は残さないようにいたします。また、貸出履歴を残す場合の本人承諾については、個人情報保護法上の規定はありませんが、利用者様のプライバシーにかかわることでもありますので、より一層取り扱いに注意し、利用者の方々の読書に関して、サポートをまいります。</p> <p>【回答】② 対面音訳ボランティアのスケジュール管理については、対面音訳ボランティアの管理はパソコンで行っており、担当するボランティア調整等は適正に行われていました。それ以外に、〇〇様が対面音訳で利用する資料について、司書と相談する際に利用されているものとして、紙ベースのスケジュール表を別途準備しておりました。このスケジュール表は、〇〇様のご希望されたものです。今回は、この紙ベースのスケジュール表へ担当ボランティアの記入漏れや誤った記載があったことから、〇〇様が利用図書館のスケジュールを立てることができず、ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。今後は、スケジュール表への記入漏れ等がないように注意いたします。</p>	声と点字の図書館
5月	子ども・教育	子育て世帯給付について	<p>私には、妻と6歳、4歳、3歳、0歳の4人の子どもがいます。</p> <p>物価高騰などの影響で生活費が圧迫されて、どんどん赤字が膨らんでいます。</p> <p>政府の子育て世帯の給付が低所得者ばかりに給付されて、憤りを感じます。</p> <p>子どもが多かったら共働きでないと生活が成り立ちませんが、共働きなので低所得者の対象になりません。</p> <p>私達みたいに子どもが多く共働きのため低所得者の対象にならず、苦しんでいる市内の知り合いもたくさんいます。</p> <p>子どもが多く共働きしている世帯にも援助してください。</p>	<p>令和5年度「低所得子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯分)」の給付につきましては、国の支給要領に基づき支給事務を行っていくこととしています。</p> <p>給付金支給対象世帯は、①令和4年度の給付金を受給した世帯に加え、②令和5年度の市民税均等割非課税世帯や、③家計急変世帯となっております。</p> <p>②及び③の所得額の判断につきましては、共働きかどうかに関わらず、ご夫婦2人のうち、より収入の高い主たる生計維持者(原則は児童手当受給者)の方の所得で判断することになります。</p> <p>そのため、一概に共働きだと算定条件が不利になるわけではございません。また、扶養家族の数に応じ、税の控除を考慮して算定します。</p> <p>②の場合、主たる生計維持者の令和4年1～12月中の収入が減少し、令和5年度の市民税が非課税となった場合は、当該給付金の支給対象となります。</p> <p>③の場合、令和5年度課税世帯であっても、食費等の物価高騰等により令和5年1月以降の家計が急変した方につきましては、申し出をいただいた上で要件に該当すれば支給対象となります。</p> <p>申請受付は、6月中旬頃から開始できるよう、準備を進めております。</p> <p>受付開始日や申請書類については、今後子育て給付課ホームページ等で周知してまいりますので、申請をご検討の場合はご覧ください。</p> <p>本市としましては、物価高騰により生活が圧迫される子育て世帯の方々の実情に沿い、可能な限り迅速に対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただけますと幸いです。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>	子育て給付課

6月	子ども・教育	子育て支援について	<p>高知市は子育てについての支援が薄いと思います。新しく生まれてくる子どもだけが子どもではありません。子ども全体に対して平等な給付金など考えていただきたいです。高知県は全体的に所得が低い。しかし支援があまりないので子ども1人育てるだけでも生活は毎月きついです。南国市では子どもたちに子育て世帯生活支援特別給付金という制度があるそうです。とてもうらやましいと思うのと同時に隣の市なのになぜこんなに違うのかと落胆しました。もう少し市民に寄り添っていただきたと思います。</p>	<p>高知市におきましても、食費等の物価高騰により特に影響を受けやすい低所得の子育て世帯に対し、国の支給要領に基づいて「令和5年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の給付事業を実施しております。給付金支給対象世帯は、①令和4年度の給付金を受給した世帯に加え、②令和5年度の市民税均等割非課税世帯や、③家計急変世帯となっております。②の場合、主たる生計維持者の令和4年1～12月中の収入が減少し、令和5年度の市民税が非課税となった場合は、申請をいただくと当該給付金の支給対象となります。③の場合、令和5年度課税世帯であっても、食費等の物価高騰等により令和5年1月以降の家計が急変した方につきましては、申請をいただいた上で要件に該当すれば支給対象となります。現在、申請受付を開始しております。申請書類等については、子育て給付課ホームページに掲載しているほか、子育て給付課窓口での配布や郵送も行ってまいりますので、申請をご検討の場合はご活用ください。本市としましては、物価高騰により生活が圧迫される子育て世帯の方々の実情に沿い、可能な限り迅速に対応していきたいと考えております。ご理解いただけますと幸いです。</p>	子育て給付課
6月	文化・スポーツ	らんまん人気と日本一の珍奇樹について	<p>森林県土佐の日本一珍奇な樹木「お城の財(材)宝」をご存じでしょうか。樹齢400年針葉樹のイヌマキの幹から伸びる一番枝が広葉樹クスノキです。一本の樹木株から針葉樹・広葉樹両者が共生している、いわゆる第三の珍葉樹とも言える自然界が作り出した傑作です。二度と生まれないこの珍奇樹を高知家の御神木として「らんまん」人気に便乗しませんか。全国発信には肩書が必要です。枝のクスノキを切られたら雑樹のイヌマキ(財宝はイシコロ)となってしまう最悪ですので、天然記念物に指定されたり、標識を設置されたりしたら安心です。観光パンフにも掲載されると、格安の観光資源になります。昨年末、担当課宛に申請しましたが事務処理に4～5年掛かると言われました。日本一の珍品・土佐の珍奇樹として発信し、お城に隠す必要性は考えられません。自然界で偶然誕生した奇跡の内容について、一度説明させていただければと思います。</p>	<p>「市民の声」にお寄せいただきました「らんまん人気と日本一の珍奇樹」の件につきまして、お答えいたします。本件につきましては、以前本市の文化財担当課である民権・文化財課におきまして、〇〇様から針葉樹のイヌマキと広葉樹のクスノキが共生する珍しい形であることをお伺いしております。あわせて、当該樹木の本市天然記念物への指定につきましてもご相談いただきましたが、文化財指定を行う際には事前調査や評価の根拠となる状況・文献調査等の結果を踏まえ、高知市文化財保護審査会にて審査を行うことから、申請を受理してから指定に至るまでに通常は数年を費やすこととなります。さらに、現在は指定申請案件を2件控えておりますことから、当該樹木の指定審議に関しては相当の時間を要することにつきましてご理解を賜りますよう、あらためてお願い申し上げます。なお、国史跡である高知城敷地内に生育している当該樹木のことにつきましては、高知城管理者である高知県の関係部署も承知しておりますことから、今後とも当該樹木の保護及び観光資産としての活用等につきまして、高知県と情報共有を行ってまいりたいと考えております。</p>	民権・文化財課
6月	文化・スポーツ	地元密着型スポーツチームのユニフォームを着用しての執務について	<p>地元密着型スポーツチームである四国アイランドリーグplus所属の「高知ファイティングドッグス」、サッカーJFL所属の「高知ユナイテッドSC」のユニフォームを高知市の職員が毎年着用し、執務に臨んではどうか。実現した場合に期待できる主な効果を以下に挙げます。 1:コミュニティの一体感の醸成 地元密着型スポーツチームは地域の誇りである。自治体の職員がそのチームのユニフォームを着用する事で、コミュニティの一体感を醸成し、地域の誇りを共有できる。 2:市民との親近感の向上 ユニフォームの着用によって自治体の職員は、市民との親近感を高められる。ユニフォームは一般的にチームや組織のアイデンティティを象徴するものであり、自治体の職員がそれを着用する事で、市民との共通点や関心事を示せる。 3:スポーツと健康への支持の表明 スポーツは健康促進や地域の活性化に繋がる重要な要素である。自治体の職員がスポーツチームのユニフォームを着用する事で、スポーツへの支持を表明し、地域のスポーツ活動の重要性をアピールできる。健康リテラシーを高めるべく、地元密着型スポーツチームを活用し、市民の健康的な生活習慣や交流を促進する。 4:宣伝効果の活用 地元密着型スポーツチームはしばしば地域のメディアやイベントで注目を集める。自治体の職員がユニフォームを着用する事で、その宣伝効果を活用し、自治体の活動や施策の知名度向上に繋げられる。 ちなみに自治体が地元密着型スポーツチームのユニフォームを着用して執務に当たる事例は長野市、広島市等に前例があり、高知市でも可能であると私は考えている。「地域の誇り及び社会の連帯と地域コミュニティの形成」、「市民の健康促進及びQOL(生活の質)向上支援」、「地域経済の活性化」等に役立つと考えるので、是非とも前向きにご検討願いたい。</p>	<p>本市では、地元プロスポーツチームに対する支援や、市民が一体となって応援する機会を通じて、地域におけるスポーツ文化の創造、地域経済活性化、市民の一体感の醸成、青少年育成、市民の生涯スポーツのすそ野を広げること等を目指しています。現在、地元プロスポーツチームである、高知ファイティングドッグスと高知ユナイテッドSCにおいては、施設(野球場)の優先予約や施設使用料の減免等の協力と支援をしております。職員がそのチームのユニフォームを着用する事で、地域との一体感やスポーツへの支持を表明し、地域におけるスポーツ活動の重要性をアピールすることは、とても有効な方法と考えます。まずは、当該チームが庁舎内で物品販売等の活動を行う場合の応援職員が着用していくことや、本市のスポーツ施設の指定管理者職員の着用について指定管理者と協議行うなど、効果のあるユニフォーム着用について検討を行ってまいります。</p>	スポーツ振興課

6月	市民生活(くらし)	春野運動公園までの公共交通機関について	春野運動公園では毎週のように色々な競技の試合等が行われていますが、公共交通機関が全く整備されていないため、学生は自転車や徒歩、親の送迎が強いられています。県大会のときなどは毎週のように送迎になりますが、正直仕事もあってそんなに毎回行けるものではありません。行きは送れても、帰りはタクシーで何千円もかけて戻ってくる事もあります。早急に春野運動公園までの公共交通機関の整備をお願い出来ないでしょうか。私だけでなく多方面から同じような声を聞きます。	春野運動公園までを運行する公共交通機関は、とさでん交通株式会社が路線バスを運行しておりましたが、日常的な利用が少なかったことから、令和元年9月をもって路線を廃止したと聞いております。現在は、廃止された路線バスに代わり、電話予約があった時のみ運行するデマンド型乗合タクシー「はるちゃん号」が春野地域内の公共交通として導入されています。「はるちゃん号」は瀬戸の団地南口バス停や長浜バス停から、春野運動公園まで運賃300円で行くことが可能です。詳細につきましては、運行されている有限会社第一さくら交通(088-831-8088)へお問い合わせください。また、併せて当課ホームページもご覧ください	交通戦略課
4月	地域コミュニティ・市民参加	選挙カー	走行中の選挙カーの車中から手を出して手を振っていますが、大変危険な行為のため、止めていただきたいのですが、どのように考えますか。自分の子どもには、自分の手が何かにあると危ないので、車の窓から手を出してはダメだと注意しています。	頂戴しました選挙期間中の候補者の運動に関するご意見に、お答えいたします。過去に車両の窓に手や首を挟む事故で、重症を負われるケースが全国的に発生したことなどから、それらの行為の危険性について注意喚起や啓発がなされておりますが、選挙運動を規定する「公職選挙法」において、選挙運動用自動車から手を出す等の行為を規制または禁止する定めがないことから、選挙管理委員会として「実施してはならない」または「禁止する」等の指導が難しい状況にございます。また、道路交通法上の規制に関しては、一般的に「箱乗り」と言われる車両から身を乗り出す行為は違反行為として取り締まりの対象となるようですが、ご指摘の行為が該当するかに関しては警察機関の取り締まりのなかで判断されることとなりますので、同様の行為についての具体的な対応については警察機関に委ねることになります。しかしながら、今回の事例については、選挙管理委員会としましては、交通安全の観点から慎むべき行為であると考えており、今後の対応としては選挙前に実施します立候補予定者を対象とした説明会等の折に、社会の見本となるべき立場の方々の行動として一考いただけるよう、注意喚起を図って参りたいと考えております。	選挙管理委員会
4月	手続・届出	マイナンバーアンケート商品券1万当たる	高知市マイナンバーカード商品券が当たったという友人の話を知りまでは、キャンペーンの存在を知りませんでした。12月末、〇〇スーパーの支所出張にて、マイナンバーカードへ健康保険と銀行口座のひも付けをしてもらいました。LINEの高知市情報は見ましたが、あかるいまちに掲載されていたのでしょうか。探してみましたが見つかりません。どのようにしてマイナンバー商品券キャンペーンが広報されたのでしょうか。また、このキャンペーンによって、どれだけの新規のカード取得があったのでしょうか。	「高知市マイナンバーカード商品券キャンペーン」につきましては、事業実施にあたり、以下の方法で広報を行いました。 ・高知市広報あかるいまち1月号の「INFORMATION(高知市からの大切なお知らせ)」コーナーへの記事掲載 ・高知市ホームページや高知市公式SNSによるインターネット広報 ・報道各社へのプレスリリース(高知新聞他への新聞掲載、テレビ局各局でのニュース放映) ・市内量販店の各店舗におけるチラシ配布(※本キャンペーンにご参加いただいた各社のうち、ご協力をいただける量販店のみ) ・市役所本庁舎及び地域窓口センター、マイナンバーカード交付センター等でのチラシ配布 なお、今回のキャンペーンは、国が行っているマイナポイントの対象となる申請時期と重なっておりましたことから、このキャンペーンのみでの効果を確認することは難しいのですが、2月末までにカードを受け取った方を応募対象としていたことから、2月の1日当たりの交付件数が過去最高となっていることから、一定の効果があったものと考えております。広報にあたりましては、使用可能な手段は可能な限り活用させていただいたところですが、今後の事業実施の際には、より多くの市民の皆様へ情報が伝わるよう、努めてまいります。	中央窓口センター

4月	手続・届出	住民票	<p>先月18歳の息子が住民票(世帯全員)を取りに行きましたが、取ってきたものは続柄が記載していない住民票でした。 私(母親)が出向いて調べてもらおうと、「職員の方で聞き取り、続柄はいらないとチェックしているので、間違いございません」との回答で、再発行に400円費用がかかり納得が行きませんでした。 あまりにも不親切な対応です。 息子は分からずにそこにチェックしていないのであって、その説明もなく、喋っている内容も聞き取れないまま、返事をしたかも覚えていない状態でした。 私が「同じお金ならば、なぜ続柄を入れてくれて印刷してくれなかったのか」と聞くと、「要らない方もおられますので」との返事でした。 この住民票は使えないし、「使っていないので差し替えて欲しい」と言いましたが、「残念ですが息子さんがチェックしてないから」とずっと同じ事の繰り返しでした。 こんなおかしな対応がまかり通るのでしょうか。 どうして融通の効かない対応なのでしょう。 要らない項目だけチェックするように変更したらどうですか。 始めに対応した職員もなぜチェックしてないのか、相手が理解していないという心使いも無いのでしょうか。 一般の会社ならそこまで気を付けますが、なぜ市役所にお勤めの方は事務的なことしか出来ないのでしょうか。</p>	<p>住民票の差し替えにつきましては、本市では、今回のように、市民の方が取得した住民票の記載項目に不足がある場合、取得した住民票がいずれの手続きにおいても使用されていない時には、取得日当日に限り差し替えることとしております。 ただし、本市側の発行誤りであることが確認できた場合には、当日でなくても差し替えをさせていただきます。 今回は、住民票を取得した日から数日が経過しており、また、交付請求書の記入どおりに交付させていただいていることから、差し替えに応じることはできませんでした。 住民票の交付請求を受付する際には、世帯主との続柄、本籍・筆頭者等の記載が必要でないか、また、市民の方が必要な住民票の内容が分からない場合には使用目的を必ず聞き取り、手続きに必要な住民票を交付できるように努めているところでございます。今後も、窓口での説明や聞き取りにつきましては丁寧に行うよう、窓口職員に周知徹底をさせていただきます。 住民票交付請求書の変更に関するご提案につきましては、当該事務の根拠となる住民基本台帳法においては、「特別な請求がない限りは、世帯主との続柄、本籍・筆頭者、個人番号、住民票コード等の記載を省略した住民票の写しを交付することができる。」と規定されており、これらの項目を省略した住民票を交付することが原則となっております。 従いまして、これらの項目の記載が必要な場合は、その項目にチェックを入れていただく現行の方法を継続させていただくこととなりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	中央窓口センター
6月	手続・届出	マイナンバーカードの返納について	<p>マイナンバーカードを自主的に返納する手続きについて、高知市のホームページには記載がありません。 ホームページに掲載したり、広報紙でも紹介してください。 ちなみに、ホームページに返納手続きに関する記載がある自治体もあります。 返納を推進するものではありませんが、カードの取得は任意であり、取得後には返納する自由もあり、返納自体は一般的な行政手続きの一つであるので、その情報を市民に知らせないのは問題だと思えます。</p>	<p>マイナンバーカードの普及促進は、国のデジタル田園都市国家総合戦略におきまして、主要なデジタル基盤の項目の一つに位置付けられており、本市におきましても、マイナンバーカードは行政のデジタル化・市民サービスの向上につながるものとして、交付率向上の取組を積極的に推進しているところです。 一方で、カードの取得は個人の任意であり、返納する自由もあります。また、ここ最近のマイナンバーカードを巡る社会情勢も鑑みますと、今後返納に関する市民の皆様の関心が高まることも考えられます。 したがって、本市におきましても、返納に関する案内について、市民の皆様への一定の広報が必要であるとして、ホームページにおいて返納に関する記事を掲載することといたしました。また、ホームページ上の「よくあるご質問と回答」にも返納に関する手続き方法等をご確認いただけるようにいたしました。</p>	中央窓口センター
7月	手続・届出	給水装置所有者異動届における土地登記簿謄本の提出について	<p>給水装置所有者異動届のご案内における給水装置所有者異動の申請様式一覧で、「旧所有者の署名・押印が無い場合は、誓約書と土地登記簿謄本写または不動産売買契約書写を併せて提出してください。」と記載されています。 「※土地登記簿謄本写につきましては、発行から3か月以内のものを添付してください。なお、インターネットで提供されるネット謄本(認証文および登記官の印がないもの)は不可です。」との注意事項がありますが、高知県下の地元金融機関では、添付書類として「インターネットで提供されるネット謄本」でも「可」となっております。 地元金融機関では「可」となっているのに、高知市役所上下水道局では「不可」となっていることに納得がいきませんので、このことについて再検討していただきたいと思えます。</p>	<p>給水装置所有者異動届は新旧所有者の署名をいただく事が基本となりますが、旧所有者の署名がいただけない場合は、土地登記簿謄本写または不動産売買契約書写と誓約書をもって上下水道事業管理者の承認を受けることとなっております。(高知市給水条例施行規程第3条) 給水装置はお客様の財産でありますことから、その所有権を異動する手続きにおきましては、細心の注意をもって取り扱うことが重要となります。 インターネットで提供されるネット謄本(認証文および登記官の印がないもの)については証明書としての効力がなく、現段階ではそれが正と確認できないことから、従前どおり認証文および登記官の印がある土地登記簿謄本の提出をお願いいたします。 昨今のDX利活用による社会の状況は日々変化しており、これらについての情報収集をおこなったうえで、改善できるものについては関係各所と調整をはかり、対応できるよう努めてまいります。</p>	上下水道局お客さまサービス課

8月	行政	中央窓口センターの書式及び対応について	<p>本日、相談者の父(身体障害者1級)の印鑑登録をするために委任状を持って手続きに訪れた。</p> <p>印鑑登録の申請時と受理時に委任状が必要であるが、身体障害者1級の父は多くの項目に記載することは困難であるため、受理時のために代筆の用紙を受け取った。</p> <p>しかし、この代筆の用紙には委任者の指印を求められており、対応した職員に「どうして指印が必要なのか」と問いかけたところ、「決まっていますので」と即答され、根拠となる説明もなかった。</p> <p>今の時代に、指印を押させることへの違和感を覚えましたので、どうして指印を押す必要があるのか、また、このことを改善する予定はないのか、文書による回答を求めます。</p>	<p>印鑑登録は、土地・建物の登記や車の登録をしたりする際に、登録された印鑑によって個人を証明する制度で、登録者の財産に係わる重要なものであり、条例によって、窓口で受付する場合には、印鑑登録申請が本人の意思に基づくものであることを確認するように定められています。</p> <p>このため印鑑登録申請は本人の申請を原則としており、申請時には窓口で本人確認を行っています。</p> <p>本人が、疾病やその他のやむを得ない事由によって窓口で自ら申請ができない時は、本人がすべて自筆し押印した代理権授与通知書(委任状)があれば代理人による申請も可能です。</p> <p>また、本人が身体が不自由なためなどの理由で自筆できない場合には、代理人以外の方で高知市在住の方が代筆者になり、代理権授与通知書(委任状)をすべて記入していただくことになっております。この時の印鑑登録申請が本人の意思に基づくものであることの確認のための本人の指印につきましては、他の市町村でも広くこうした運用がなされているところであり、本市においても同様の取扱いとさせていただきます。</p> <p>ご自身の財産に係わる重要な手続きのための印鑑登録申請が、本人の意思に基づいて行われていることの証として指印は必要と考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。</p>	中央窓口センター
----	----	---------------------	--	---	----------